No. 4 茨城県教育委員会

平成 28 年度~平成 30 年度「幼児教育の推進体制構築事業」最終報告書

| 調査研究テーマ | ア 幼稚園、保育所、認定こども園等を巡回して指導・助言を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置に関する調査研究(幼児教育アドバイザーとして必要とされる資質・能力に関する研究を含む) |
|---------|--|
| 調査研究目的 | 幼児期に培われた育ちや学びの、小学校生活や学習への円滑な接続を図るため、幼児教育指導員の役割と活用方法について研究することを通して、市町村における幼児教育推進体制の構築を図るとともに、幼児教育を推進する上での県としての役割を明確化する。 |
| 調査研究課題 | (1) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼児教育関係者と小学校教育関係者の連携、交流、協議、相互参観等による相互理解を進めていかなければならない。 (2) 公私立保育所・私立幼稚園・私立認定こども園と公立小学校の接続カリキュラムの活用を通して、子どもの育ちと学びをつなぐ必要がある。 (3) 上記の(1)、(2) を進めていくため、県の幼児教育指導員(幼児教育アドバイザー)が研修講師を務め、接続のための研修会を充実させる。 (4) 市町村における自立的な幼児教育の推進体制を構築するため、「市町村幼児教育アドバイザー」を各市町村が配置すること、また、小学校の「保幼小接続コーディネーター」、幼児教育施設の「園内リーダー」といった各施設等においてその中心的な役割を担う者を養成することが必要である。 |
| 実施期間 | 平成 28 年 4 月 28 日~平成 29 年 3 月 31 日 平成 29 年 4 月 18 日~平成 30 年 3 月 30 日 平成 30 年 4 月 27 日~平成 31 年 3 月 29 日 |
| 事業担当課 | 教育庁就学前教育・家庭教育推進室 |

【基礎情報】

| A SPECIFICAL SPECIFICAT SPECIFICA | | | | | | | | | | | |
|--|---|------------|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|
| ① 規模 | | | | | | | | | | | |
| 人口 | 2, 885, 625 名(平成 30 年 4 月 1 日現在) | | | | | | | | | | |
| ② 幼児教育関連業務の担当部署 | | | | | | | | | | | |
| 担当部署 | ①教育庁就学前教育・ 家庭教育推進室 ②教育庁学校教育部義務教育課 ③保健福祉部子ども政策局 子ども未来課 | 業務内容(業務分担) | | ①教育庁就学前教育・家庭教育推進室 ・市町村における幼児教育推進体制の支援 ・保幼小の接続 ②教育庁学校教育部義務教育課 ・公立幼稚園、幼保連携型認定こども園 ・法定研修等保育者向け研修 ③保健福祉部子ども政策局子ども未来課 ・保育所、私立幼稚園、認定こども園の認可業務 ・保育士向けキャリアアップ研修 | | | | | | | |
| 一元化の有無 | _ | 一元化0 |)開始時期 | _ | | | | | | | |
| 一元化した部局 | 元化した部局 | | | | | | | | | | |
| ③ 幼児教育センター (H30 年度) | | | | | | | | | | | |
| 設置年度 | _ | | 設置形態 | _ | | | | | | | |
| 設置場所 | _ | | 人数 | _ | | | | | | | |
| 主な業務内容 | _ | | | | | | | | | | |

No. 4 茨城県教育委員会

| ④ 幼児教育アドバイザー (H30 年度) | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|----------|-------|------|----------|--------|----------|------|-----------------|---------|----------|------|-------|-------|------------|----------|
| 名称 人数(単費内 | | | | 貴内訳) | | 雇用形態 | | | | 主な経歴 | | | | | |
| 幼児教 | 育指導員 | į | | 19 名 | 3(単費 | なし) | | 謝金 | (19名) | | 大 | 学教員, | 公立幼科 | 園長退 | 職者,小学校校長 |
| | | | | | | | | | | | | 者, 私立 | 幼稚園長 | 長,公立 | ・私立保育所の園 |
| | 長・主任保育士、 | | | | | | 士,県教 | 育事務院 | 所指導主事 等 | | | | | | |
| 主な業務内容 各市町村及び幼児教育施設・小学校等において開催される、幼児教育関係者と小学校関係者のための接続のた | | | | | | | | | | ための接続のため | | | | | |
| の研修会において講師として講話・指導を行う。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 派遣対 | 象地域 | | 県内全 | 域(幼 | 児教育・ | センタ・ | ーから | の派遣つ | ではないた | とめ. 幼児 | 教育指導 | 員の居住 | 地や勤務 | 地を踏っ | まえて派遣を行っ |
| | , | 7 | こいる) | | ,,,,,, | , | | · · · · · · · · | | | | Z | | | 3.12 3 |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| _ | 幼稚園 | | | 園数, | | | 育所数 | | | | | | | | |
| * | 幼稚園 | ・小学権 | 交:平成 | ; 30 年 5 | 月1日 | 現在, | 認定こ | ども園 | ・保育所 | : 平成 30 | 年4月1 | 日 | | | |
| | | 幼科 | 園 | | | 幼 | 保連携 | 型 | | 保育 | 所 | | 地方裁量型 | | 小学校 |
| うち、幼稚園型 | | | | | 型 | 認定こども園 う | | | | うち、 信 | 保育所型 | 認定こ | ども園 | | |
| | | | 認定こ | ども園 | | | 認定 | | | | | ども園 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 261 園 | | | 63 園 | | | 123 園 | | 468 園 | | 12 園 | | - <u>康</u> | 488 校 |
| 玉 | 公 | 私 | 国 | 公 | 私 | 玉 | 公 | 私 | 公 | 私 | 公 | 私 | 公 | 私 | |
| 1 | 133 | 127 | | 2 | 61 | | 15 | 108 | 138 | 330 | 1 | 8 | | | |
| ' | 133 | 121 | | | 01 | | 13 | 100 | 130 | 330 | 4 | 0 | | _ | |

幼児教育アドバイザーの訪問回数(年間)



※ 公立幼稚園数には、国立と公立を含む。

【調査研究の目的、内容、成果及び今後の課題】

1. 事業受託前の取組状況

事業受託前までは、県教育委員会(教育庁学校教育部義務教育課)が主に公立幼稚園及び公立幼保連携型認定こども園における研修(法定研修含む)を行い、公私立保育所及び私立幼稚園等の幼児教育施設は、事業の主たる対象者ではなかった。そのため、県の主催する研修に参加する保育所や私立幼稚園の保育者は少なかった。

幼児教育と小学校教育の接続については、公立の小学校と公立の幼稚園の交流・連携に向けた取組は継続的に行われていた部分も見られたが、公立の小学校と保育所や私立幼稚園の交流・連携はほとんど行われていない状況であった。一部の市町村を除き市町村教育委員会は、管下となる公立の幼稚園・幼保連携型認定こども園への訪問指導は行っていたが、保育所や私立幼稚園との関係性をもってはいなかった。

県における担当部署については、保育所・認定こども園は保健福祉部子ども家庭課が所管し、私立幼稚園は総務部総務課私学振興室が所管し、幼児教育施設の担当部署が3課室で担当している状況であった。

2. 事業を受託した経緯

茨城県では、保育所、幼稚園、認定こども園等の幼児教育施設の教職員に対する合同研修会を開催し、研修の充実に努めてきた。しかし、平成26年度幼児教育実態調査(文部科学省初等中等教育局幼児教育課)において、幼小接続の状況がステップ0の市町村の割合が20.4%とかなり高いことから、市町村における幼児教育の推進体制を再度見直す必要があると考え、幼児教育と小学校教育の接続の観点から研究を進めることとした。

3. 調査研究の目的及び内容

(1)目的

- O 幼児教育等の専門家を幼児教育指導員とし、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校等を対象とする研修会へ講師として派遣し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る。
- O 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校等にも研修会への参加を促し、教職員の相互交流を通して、学びの連続性を視野に入れた幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けての研修の充実を図る。
- O 教育関係者、医療関係者、子育で支援団体、学識経験者等で構成される「就学前教育・家庭教育推進協議会」を設置し、幼児 教育と小学校教育の円滑な接続について協議し、教育委員会の幼児教育関係事業に生かす。

(2)内容

- O 幼児教育の改善・充実を図る中で、小学校教育との接続を一層強化していくことが重要であり、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を支援するため、幼児と児童の交流の推進、保育者・教員・行政担当者の研修をはじめとした教職員の資質能力の向上、 市町村教育委員会等における幼児教育の推進体制の充実などの条件整備を進めていく。
- O さらに、幼児教育については、幼稚園のみならず、保育所、認定こども園で担われていることを踏まえ、これらの全ての施設における教育の質を確保する。

4. 3年間の取組・成果・課題

■茨城県における幼児教育指導員(県幼児教育アドバイザー)の意義

本県における幼児教育指導員の役割は、市町村における保幼小接続に関する研修会及び幼児教育施設・小学校における保幼小接続に関する研修会において、幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けて講話をする、という業務を主なものとしている。

市町村における研修会は、幼児教育施設と小学校の関係者が一堂に集い、講話後に接続に向けた協議を行うこととし、平成28年度より県内44市町村全でで行われており、今年度で3年目を迎えている。それぞれの研修会において、幼児教育指導員が幼児教育の重要性を話し、保幼小の円滑な接続の必要性を説くことで、その後に予定されている協議の視点が定まり、深まりが見られ、指導員の派遣は県内の推進体制構築の大きな柱となった。

〇市町村における研修会の参加者合計(全市町村)

H28:1,517名, H29:1,571名, H30:1,671名

○幼児教育施設・小学校等における研修会の派遣依頼数(参加者数) H28:18件(452名), H29:40件(924名), H30:52件(1,023名)

| 接続 | H2 | 26 | H2 | 28 | H29 ※ | 県が実施 | H30 ※県が実施 | | |
|------|------|--------|------|--------|-------|--------|-----------|-------|--|
| ステップ | 市町村数 | 割合 | 市町村数 | 割合 | 市町村数 | 割合 | 市町村数 | 割合 | |
| 0 | 9 | 20. 4% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | |
| 1 | 3 | 6. 8% | 7 | 15.9% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | |
| 2 | 27 | 61.4% | 27 | 61.4% | 26 | 59. 1% | 17 | 38.6% | |
| 3 | 5 | 11. 4% | 8 | 18. 2% | 15 | 34. 1% | 23 | 52.3% | |
| 4 | 0 | 0. 0% | 2 | 4. 5% | 3 | 6. 8% | 4 | 9. 1% | |

■幼児教育指導員(県幼児教育アドバイザー)の歩み(課題をどう乗り越えたか等)

幼児教育指導員については、事業受託前はいなかった人材であったため、その人材確保に苦慮した。県担当者(指導主事)も平成28年度に担当者として赴任したこともあり、人材確保はもちろん、指導員の指導内容等に関して時間を要したため幼児教育指導員の活動開始が予定より遅れてしまった。

平成 28 年度は、県内の保育者養成課程のある大学関係者と公立幼稚園保育者等の初任者研修における園内研修指導員を中心に 12 名の専門家へ幼児教育指導員を委嘱した。幼児教育指導員の職務は、幼児教育の理解と保幼小の接続の重要性に関する講話を行うことが中心であり、その主な講話内容は県から示した。訪問先は、市町村主催の研修会(市町村内の幼児教育施設と小学校の管理職等が出席)と幼児教育施設等とし、各市町村及び要望のあった園への支援というようにマクロにも、ミクロにも対応した。そうした中、公立幼稚園を退職した幼児教育指導員が指導に難色を示したケースが2点あった。それは、「小学校の校長先生を含む管理職の方々の前で、話をすることができない」と「保育所や私立幼稚園へ訪問しても、幼児教育の文化が違うため、幼児教育の講話を行うことができない」というものであった。これについては、大学教員や県の担当者が担当することで対応していったが、幼児教育指導員が誰に対しても、どこであっても指導・講話ができるための資質向上を求めるとともに、幼児教育指導員に保育所や私立幼稚園に勤務経験を有する者が加わることが必要だと考えた。

平成 29 年度の幼児教育指導員は、私立幼稚園や保育所の園内研修及び私立幼稚園、または保育所が多い市町村の研修等の参加者に対して、より効果的な研修を行っていくため、保育所関係者と私立幼稚園関係者を幼児教育指導員に加えた。茨城県保育協議会及び茨城県私立幼稚園・認定こども園連合会と連携を図り、保育所の保育士及び私立幼稚園の保育者を 2 名ずつ加えることができた。こうしたことが可能となったのも、平成 28 年度より「就学前教育・家庭教育推進協議会」及びその下部にある「就学前教育推進委員会」に、各幼児教育関係団体の代表者に委員として参加してもらい、緊密な連携を図ってきた成果であると言える。また、幼児教育指導員連絡会議の中で、保育所関係者や私立幼稚園関係者の意見等を聞くことが、幼児教育指導員の資質向上にもつながった。そうした中、幼児教育指導員の派遣対象地域が県内全域に及ぶため、指導の際の幼児教育指導員の移動距離が著しく長くなることが頻繁に起きた。例えば、保育所から園内研修支援の要望があった場合、保育所関係者を研修会に派遣する際、移動距離が車で 100 キロを超えるようなケースなどである。より参加者に即した講師を派遣しようと考えることが、幼児教育指導員の負担を増やすこととなった。これについては、県の各地域に保育所関係者や私立幼稚園関係者を配置することが必要であると考え、幼児教育関係団体に、平成 30 年度に向けて、地域を指定して幼児教育指導員の推薦をお願いした。

平成30年度の幼児教育指導員は、大学関係者3名、保育所関係者3名、私立幼稚園関係者4名、教育事務所の幼児教育担当指導主事等5名による19名となった。研修参加者のニーズに対応できる多様な人材が揃い、地域的にもバランスが取れている状況となった。公立幼稚園を退職した幼児教育指導員も3年目を迎え、幼児教育指導員としての経験を重ね、依頼した研修会は研修講師としての役目を果たした。平成29年度から30年度にかけて、幼児教育指導員から多く寄せられたのは、「研修参加者にとって講話が有意義なものとなるため、研修会の参加者の実態を細かく把握したい」という意見である。例えば、市町村の研修会に講師として講話する際、「私立幼稚園や保育所と小学校が接続に向けた取組を行っているか」、「幼児教育と小学校教育の接続に向けたカリキュラムはあるか」、「保育者と小学校教員の交流はあるか」といったことを指導員が事前に知りたいということである。幼児教育指導員のこうした要望に対応するため、担当室において、研修の申込担当者に対して聞き取り調査を行い、幼児教育指導員にその内容を伝えるということを丁寧に行った。その結果として、幼児教育指導員が事前に講話内容を工夫し、安心して当日の指導講話を行うことができるようになったケースが多かった。

県として、幼児教育指導員の要望に応えていくことが講師指導を充実させることになると同時に、幼児教育指導員の精神的な不安を含めたメンタルヘルスのケアが重要であると感じている。幼児教育指導員が派遣される研修には、担当室において担当職員が決定し、研修会に向けた講師との連絡調整を責任もって行い、当日の研修会にも必ず同行するようにした。そうした中で、その都度、幼児教育指導員との雑談等の中で要望や感想などを聞き、その内容を担当室内で共有し、各講師が常に気持ちよく指導講話できるように心がけてきた。また、参加者の多い研修会や指導内容が発展的な場合など、かなりのストレスがかかるケースや指導助言が難しいと思われる研修会には、大学関係者及び県の担当者が出向くように調整を図るなどして、各指導員の精神的負担に配慮した。そうしたこともあり、平成28年度からの3年間で幼児教育指導員をその業務の負担を理由に辞めた者はおらず、皆、幼児教育指導員としての活動が非常に勉強になったと述べていた。

【取組】

■取組を域内全体に広げるための手法

〇幼児教育指導方針説明会

公私立の幼児教育施設長等に対して、著名な講師による幼児教育・保幼小の接続等に関する講話及び教育庁内の各課からの幼児教育関係者向けの指導方針説明や事業説明、研究推進園の発表を行うなど、内容を充実させていった。公立の前校長が参加することにより、保幼小の接続に向けた取組へ拍車がかかった。

対象:県内幼稚園長、保育所長等の、公立小学校長、行政関係者等

実績: H28 404 名, H29 1,013 名 (H29 より公立小学校長が参加), H30 897 名

幼児教育と小学校教育の接続に向けては、小学校の管理職である校長の理解が不可欠であると考え、各教育事務所及び茨城県学校長会と事前に趣旨を説明する共に、緊密に連携を図り、県内の公立小学校の全校長の参加が可能となった。茨城県学校長会の代表者は、就学前教育推進委員会の委員として参加しており、保幼小の接続に向けては、小学校の校長の意識改革が必要であるという共通認識をもてていた前提がある。悉皆的な参加に対して様々な問い合わせが多かったことは事実であるが、幼児教育の重要性及び保幼小の連携・接続の重要性に向けて、講演の講師が有意義な話をしてくれたことなどにより、参加者の保幼小の接続等に向けた意識を高めた。

- 平成 29 年度講師 汐見稔幸氏 (東京大学名誉教授, 白梅学園大学前学長)
- 平成 30 年度講師 田村 学氏 (國學院大学)

〇就学前教育推進委員会

学識経験者を含む 11 名で構成する就学前教育推進委員会を開催し、本県における「幼児教育の推進」や「幼保小連携・接続」に関する課題及び改善手法を検討する。

この委員会には、私立幼稚園関係団体及び保育所関係団体等の代表も参加している。県の幼児教育関係施策に対して、意見等を 聴取し、県の施策に生かし、今後の事業構築の参考とするものであり、関係団体や大学等と連携を図って事業を進めていく上で、 非常に重要な役割を果たしている。

これまで幼児教育関係団体の代表者が、保育の質や保幼小の接続に向けた取組について、顔を合わせ、協議する機会はなかったといっても過言ではない(保健福祉部や特別支援教育等の会議においては、関係者が顔を合わせる機会はあった)。当初は、ある関係団体の代表者が、述べた意見を別の団体の代表者が自分の団体を批判していると勘違いするということが何度かあった。しかしながら、3年間の継続的な委員会の実施と三法令の改訂(定)の時期と相まって、幼児教育の推進体制構築という目的を共有する関係者であることを認識し、互いを尊重する雰囲気となっていった。

この委員会が発端となり、幼児教育関係団体との距離が縮まっていった。県内の各幼児教育施設関係団体の代表者が委員を務めていることから、各関係団体で県教育委員会の取組を伝えてもらい、県の事業への理解や参加を呼び掛けるなどを行ってもらった。また、関係団体のイベントや研究協議会等には、呼ばれずとも、上司と担当者が共に足を運び、各関係団体の取組を理解するよう努めるなど、関係性を強め、信頼の構築に尽力した。

〇幼児教育と小学校教育の接続のための研修会(幼児教育指導員の派遣)

・市町村における接続のための研修会

対象:市町村内幼稚園長・保育所長,小学校長等(合同研修会)

※市町村が、研修会の対象者を接続等の実態に応じて決定し、県が幼児教育指導員を派遣する。

実績:全44市町村×1回/年

・幼児教育施設と小学校等における接続のための研修会

対象: 幼児教育施設関係者及び小学校関係者(両者の合同研修会を推奨)

※施設等からの要望に応じて幼児教育指導員を派遣する。1回当たり15人~40人程度。

実績: H28 18 か所, H29 40 か所, H30 52 か所

・小学校における幼児教育の理解等に関する校内研修支援 (H30)

対象:小学校関係者(幼児教育の基礎的な理解の促進)

※小学校からの要望に応じて県担当課職員(小学校長退職者等)を派遣する。

実績: H30 32 校

平成 28 年度より行ってきたこの事業においても、保幼小の連携・接続に向けて、成果が見えてきた。成果として、市町村教育委員会等の開催する保幼小の合同研修会等における協議などを通して、相互理解が深まってきており、各市町村において「保幼小接続カリキュラム」の作成への取組が非常に進んできている。

それに併せて、各地で保育所や私立幼稚園等と小学校における相互参観等の取組が行われるようになってきている。特に小学校 側から公立幼稚園以外への声掛けを行うケースが非常に増えてきており、小学校区での接続に向けた取組が動き始めている。

○茨城県保幼小接続カリキュラムの作成・配布

交流・連携はあるが、カリキュラムで幼児教育施設と小学校がつながっていないという県内の状況(幼児教育実態調査)を踏まえ、県として接続カリキュラムを示し、県内全域での幼児教育施設と小学校の接続を進める。

平成 28 年度よりワーキンググループを組織し、作成し始めた県の保幼小接続カリキュラムが平成 29 年 3 月に完成し、その後、県内の幼児教育施設及び小学校の教職員一人一人に配布した。平成 30 年度の研修会においては、県の保幼小接続カリキュラムを基に、アプローチカリキュラム、スタートカリキュラム、そして接続カリキュラムの作成・活用に向けて指導・講話を行っている

平成30年度は、三法令の改訂(定)もあり、保幼小の接続カリキュラム、アプローチカリキュラム、スタートカリキュラムの作成に向けた意識が非常に高まったと言える。市町村の幼児教育アドバイザー、保幼小接続コーディネーター、園内リーダーの各養成研修でもその作成事例や作成方法のノウハウを求める声を多く、平成30年4月に県として各カリキュラムの基礎資料として活用できる保幼小接続カリキュラムを作成・配布できたことはよかった。

実績:全ての幼児教育施設・小学校の教職員に1部ずつ配布(教育委員会,中学校,高等学校等にも配布)

○各養成研修の開催 (H30)

平成30年度は、以下の3つの養成研修を開催し、市町村幼児教育アドバイザーを中心として、保幼小接続コーディネーター、園内リーダーが三位一体となって市町村における幼児教育を推進する体制づくりを進める。

市町村幼児教育アドバイザー養成研修(年1回)

全ての市町村教育委員会で、幼児教育の推進体制づくりに向けて中心的な役割を担う者として市町村幼児教育アドバイザーを置いている。しかし、各市町村教育委員会の幼児教育担当指導主事(多くは、小中学校の教員経験者)が幼児教育アドバイザーになっているケースが多く(6割以上)、幼児教育の実務経験のある者が市町村幼児教育アドバイザーになっているケースは多くない(3割程度)。とはいえ、各市町村に市町村幼児教育アドバイザーを置き、幼児教育アドバイザーの養成研修を実施したことにより、幼児教育への取組等が主体的・積極的に進んでいなかった市町村において、担当者が意欲的に取り組む状況(市町村の接続カリキュラムの作成に向けた取組が広がる等)が見られる。

幼児教育アドバイザーには、年間を通して、実践ポスターの作成という課題を課している。これは、各市町村において、幼児教育の推進体制構築に向けた取組を、画像等を活用して、A 4 サイズのポスターにまとめるというものである。いくつか市町村

では、幼児教育アドバイザーが中心となって、ポスター作成に向けて、保幼小接続コーディネーターと園内リーダーと連携を図りながら作成をし、取組の中で相互理解を深めていった事例もあった。このポスターは、県として取りまとめた後、全ての市町村へ配布し担当者の情報提供を行うことはもちろん、各市町村の担当者が市町村内の幼児教育施設や小学校にポスターとして掲示してもらうよう依頼したり、訪問をした際に名刺と共に関係者に渡してもらったりするなどの活用方法を想定している。また、県では、幼児教育指導方針説明会で掲示、及び県のホームページでの掲載等その活用を図っていく予定である。

実績: H30 52 名参加 ※県内市町村数 44 市町村

【各市町村に配置をしてもらう上で、工夫した点、うまくいった要因】

幼児教育アドバイザーを全市町村に配置することができた主な要因を、以下の3点と考えている。

① 市町村教育委員会への事前の丁寧な説明と時間的な余裕

幼児教育アドバイザーの配置については、推進室長が各市町村を訪問し、市町村教育長に幼児教育の重要性と保幼小の円滑な接続を説くと共に、幼児教育アドバイザーの配置について丁寧に説明した。

指導主事が幼児教育担当者として専門家のように活動していくことは難しいということを踏まえた上で、幼児教育の専門家を配置することが望ましいとして、平成31年度までにこうした体制作りに向けて、予算の面を含めて準備をするように1年以上前から周知を図ってきた。

② 悉皆による幼児教育アドバイザー養成研修の実施

幼児教育アドバイザーの養成研修は、最終的に全ての市町村のアドバイザーが参加する悉皆研修とした。希望研修とすると、幼児教育アドバイザーを配置した市町村と配置していない市町村で、その取組において、さらに格差が広がってしまうことが危惧されたからである。悉皆研修としたため全ての市町村はその時点での適切な人材を幼児教育アドバイザーとして、研修に参加させている。

まずは、幼児教育アドバイザーの養成研修とすることで、県の意向を示し、各市町村への幼児教育の専門家の配置を目指すものである。

③ 幼児教育アドバイザーの役割

文部科学省の幼児教育アドバイザーの定義では、「幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者」とあるが、この定義に当てはまる人材を各市町村が平成30年度までに配置することは難しかったため、平成30年度の本県の幼児教育アドバイザーの定義を「幼児教育と小学校教育の連携・接続に向けて中心的な役割を担う者」とした。これは、幼児教育と小学校教育の接続に向けた取組を推進する者であれば、指導主事であっても各市町村から幼児教育アドバイザーとして参加することが可能であり、全市町村が一斉に一歩を踏み出すことを重視したためである。

幼児教育アドバイザーの業務が保育の質の向上に向けて指導を行わなくてよいという訳ではなく、まず各市町村に保幼小の接続を推進する本県の定義での「幼児教育アドバイザー」を配置し、その後、こうした人材が保育の質の向上に向けても 指導を行うことができるよう人材育成していこうと考えており、このことは各市町村も理解している。

【県指導主事と県幼児教育指導員の役割分担について】

本県教育委員会の義務教育課及び就学前教育・家庭教育推進室の幼児教育担当指導主事は、小中学校教員である者が務めており、元来幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有している訳ではない。そのため、その担当となってから幼児教育の知見を高めていくこととなるため、担当が交代した際、一時的に担当者の研修等における指導内容が後退し、事業が滞る等の可能性が高い。そうした点で、県の指導主事が幼児教育関係者などに対して幼児教育の重要性や保幼小の連携等について指導講話を行うことは困難さを伴う上、県内で多数開催される研修会に1名の指導主事で対応することは物理的に不可能である。

県で委嘱した幼児教育指導員は、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有している者で構成されており、幼児教育の重要性や保幼小の連携等について指導講話を行うことができる。また、幼児教育指導員同士が指導内容について共通理解を図ることができれば、幼児教育指導員を派遣することで、多くの研修会に対応し、県内の推進体制作りを進めることができる。そのため、県内で開催される多くの研修会に対応するために、幼児教育指導員の研修を実施したり、指導主事が幼児教育指導員に対して、その指導内容の共通理解を図る場を設定したりすることをその役割とし、幼児教育指導員は、県の求めに応じて県内の研修会に講師として講話や指導・助言を行うことを役割とすることが効率的かつ効果的であると考えている

一方、事業の企画・立案及び研修会の講師指導内容や派遣の調整等は、指導主事が担うことが相応しいと考える。なぜなら、パソコンを用いた要項作成や様々な文書作成・送付が伴い、幼児教育指導員がこうした業務を行うことは、現状ではそれほど効率的なこととは言えないからである。

実際、平成28年度は、幼児教育指導員の派遣制度を開始し、かつ担当課指導主事が新たに変わった年であった。こうした中で、平成28年度より幼児教育指導員の派遣を行い、市町村及び幼児教育施設等における研修支援を通して、県内の幼児教育の推進体制作りを進めることができたのは、先ほど述べた県の指導主事と幼児教育指導員の役割分担があったからであると言える。

【市町村指導主事と市町村幼児教育アドバイザーの役割分担について】

市町村の指導主事も県の指導主事同様、小中学校教員である者が務めており、元来幼児教育の専門的な知見や豊富な実践 経験を有している訳ではないため、担当が異動した際、その市町村の幼児教育の指導内容がに後退したり、事業が滞ったり する可能性が高い。 一方, (小中学校教員の指導主事が市町村幼児教育アドバイザーを兼任している場合を除き) 本県が想定している市町村幼児教育アドバイザーは, 幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有している者であり, 小中学校の教員の指導主事よりキャリアがあっている者を考えている。

県の指導主事と幼児教育指導員の関係性と同様に、市町村の指導主事は、事業の企画・立案及び文書の作成や送付などを 行うと共に、市町村幼児教育アドバイザーと市町村内の研修会等で指導内容を吟味するといった役割を果たし、幼児教育ア ドバイザーは市町村内の保幼小の接続に向けた指導・助言及び幼児教育施設等へ訪問し、研修支援や保育の指導・助言をす る役割を担う者となるよう、今後も各市町村に呼びかけていく。

県内でも指導主事と幼児教育アドバイザーが連携を図りながら、市町村内の推進体制構築に向けて成果を上げた市町村がある。そうした市町村は、やはり指導主事が関係事業を進め、幼児教育アドバイザーのマネジメントを行う一方で、幼児教育アドバイザーが、指導主事と連携して市町村内の幼児教育施設等への訪問・指導・助言に当たっている。

・小学校保幼小接続コーディネーター養成研修(年2回,5地区での分散開催)

全ての公立小学校で、接続に向けて中心的な役割を担う教員を保幼小接続コーディネーターとして校内分掌に位置付け、養成研修を実施している。県全体の小学校で一斉に取組を進めたことで、学校や地域によう取組の格差の解消や、県内の公立小学校の保幼小の接続に向けた取組を進めていくことに大きな効果があった。

実績: H30 507 名参加(県内特別支援学校等の教員を含む) ※県内公立小学校数 480 校(H30.5)

・幼児教育施設園内リーダー養成研修

幼児教育施設で、接続に向けて中心的な役割を担う保育者を園内リーダーとして位置付け、希望者を対象に養成研修を実施している。各幼児教育施設において、園内リーダーを中心に園内研修を充実させるとともに、各園の接続に向けた人材の資質向上を図ることで、県内各地域での保幼小の取組が大きく進むことにつながった。保育所や私立幼稚園等からも多くの参加者があり、市町村教育委員会がこうした人材を通して保育所や私立幼稚園等と繋がる機会を作ることにもつながっている。

実績: H30 517 名参加予定(県立特別支援学校等の教員を含む)※県内幼児教育施設数 852 施設

これらの養成研修を実施したことにより、市町村、小学校、幼児教育施設のそれぞれの、連携・接続に関する担当職員(窓口)を明確にし、共有することができ、接続に向けた具体的な活動について、お互いに相談や働き掛けがしやすい体制づくりを進めることができた。

〇幼児教育推進のためのモデル市町村(H28~H29)

茨城県で策定する保幼小接続カリキュラムに関する実践研究を行うとともに、市町村における幼児教育と小学校教育の接続推進体制の構築に関する実践研究を実施するため、県内5市町村にモデル地区を中心とした実践研究を委託している。

モデル地区では、保幼小の接続について様々な取組を進めているが、特に、スタートカリキュラムの実践に関する公開授業 (H30 の $4 \sim 6$ 月頃実施)及びアプローチカリキュラムの実践に関する公開保育(H30 年度中)をどのモデル地区でも行なった。 公開授業、公開保育においては、市町村内の保育者や小学校教員はもちろん、近隣の市町村の指導主事にも参加を呼びかけており、近隣の市町村の幼児教育担当指導主事の学びの機会を提供するとともに、モデル地区での取組の状況・成果について広く普及を図ることができた。

- ■県と市町村との連携体制・手法、域内全体への事業拡大への手法やプロセス
 - ①市町村における幼児教育と小学校教育の接続のための研修会(全市町村で実施)
 - → 各市町村において、幼児教育関係者と小学校教育関係者が一堂に会して、幼児教育指導員の講話を聴き、円滑な接続に向けて協議を行った。
 - ②市町村幼児教育アドバイザー養成研修(年2回実施)
 - → 全市町村に幼児教育アドバイザーを置いており、このアドバイザーを対象に県が養成研修を行った。
 - ③指導主事等研究協議会(年3回実施)
 - → 県内全市町村の指導主事等が一堂に会して、それぞれの部会に分かれて、県からの情報伝達や協議を行った。
 - ④各教育事務所の管内の市町村教育委員会への指導・助言
 - → 県内5地区にある教育事務所の担当者(指導主事等)が管内の市町村及びモデル市町村への支援はもちろん、必要に応じて 指導・助言を行った。これにより、県が各市町村に対して支援をするよりも、よりきめ細かい支援ができている。

【成果】

■幼児教育指導員による幼児教育の重要性の理解の促進

先の「幼児教育指導員の歩み」でも述べたが、平成 28 年度に、県では幼児教育指導員を幼児教育関係者(公立幼稚園退職園長・大学関係者等)に委嘱し、県内の保幼小の接続の研修会に講師として派遣する事業を行ってきた。平成 29 年度には、保育所関係者や私立幼稚園関係者、併せて教育事務所の指導主事にも幼児教育指導員として委嘱をしてきた。平成 30 年度には、幼児教育指導員は 19 名になり、県内の市町村の研修会や幼児教育施設、小学校等の現場で行われる研修会にも対応できるようにした。

こうした県で委嘱した幼児教育指導員を県内に広く派遣したことにより、県の幼児教育の推進体制作りや、それぞれの立場の担当者の役割などについて、県の意向を差異なく伝えることができた。このような中で、県全体で幼児教育の重要性の理解が図られ、接続に向けた意識の高揚につながっている。

■保幼小の接続を担当する部署「就学前教育・家庭教育推進室」の設置

平成 28 年度までは、県教育委員会内の幼児教育担当部署は、義務教育課であった。平成 29 年度より、幼児教育関係施策及び家庭教育を力強く、一体的に進めていくため、教育長直轄の組織として「就学前教育・家庭教育推進室」を設置した。

就学前教育・家庭教育推進室は、主に保幼小の接続に関する業務を担当し、義務教育課は、法定研修を含めた保育者向けの研修を実施している(研修については、保育所や私立幼稚園等の保育士も参加可能)。推進室の設置により、県教育委員会内の幼児教育の担当部署が分かれ、それぞれの所管事務が分かりづらいという部分はあったが、国の委託を受け、接続に向けた取組を進める部署ができたことは、県全体の保幼小の連携・接続に向けた機運を高め、各地域での取組の促進にも寄与している。

■各市町村の主体的な幼児教育の推進体制の構築

平成 26 年度の幼児教育の実態調査(文部科学省)では、「連携の予定・計画がない(ステップ 0)」と回答した市町村が 20.4% (9/44 市町村) であり、県内の交流・連携は、公立小学校とその近隣の公立幼稚園というケースが非常に多かった(「3年間の取組・成果・課題」内の表参照のこと)。

その後、平成28年度より「幼児教育の推進体制構築事業」を受託し、県教育委員会が幼児教育関係施策と保幼小の接続を重要政策に位置付けて取組を進めてきた。これにより、その後の実態調査の結果によると、交流・連携に向けた取組が進んできていることが分かる。

しかし、いまだ半数以上の市町村がステップ2(年数回の授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない)の状況であることから、県としての今後の課題は、できるだけ多くの市町村がステップ3(授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている)の状況になることである。平成30年度中に多くの市町村が自治体としての接続カリキュラムを作成完了する予定である。

各市町村が、市町村内の全ての幼児教育施設及び小学校を対象として「幼児教育と小学校教育の接続のための研修会」を開催してきたが、この事業を展開した際には、民間の幼児教育施設に参加しないという状況が多くの市町村担当者から聞かれた。その後、各市町村(多くは教育委員会)の担当者はもちろん、その上司(学校教育主管課長や教育長など)も幼児教育施設を訪問し、挨拶をしながら開催要項を配ったというケースが見られた。こうした一堂に集う機会に向けて、顔の見える対応を心掛けている市町村は、民間の幼児施設の参加者も多く、関係性も良好である。担当者の丁寧な対応と、細かな配慮がある市町村は、幼児教育施設等との関係構築において成果を上げている。(当然であるが、幼児教育関係団体からの呼びかけによる影響もある。)

■県と市町村との連携体制・手法

市町村との連携体制については、まず全市町村で開催される「幼児教育と小学校教育の接続のための研修会」があり、この研修会に県の幼児教育指導員を派遣してきた。幼児教育指導員には、担当室からも担当者等が研修会に参加するなどして、各市町村の推進体制について研修会参加等を通して理解に努めた。

各市町村の取組を確認し、取組に向けて指導助言をする各教育事務所(県内5箇所)の存在も大きかった。本庁担当者が県内の44市町村に対して、直接助言したり、相談に乗ったりすることは物理的に難しい面があるが、教育事務所の担当者が管内の市町村担当者に対して、連携を図りながら、各市町村の推進体制構築に向けて進めたこともあり、効率的かつ効果的な体制作りを進めることができた。

また、県の指導主事が各市町村に対して情報提供や助言する機会を作った。年に2回の各市町村幼児教育アドバイザーの養成研修や年3回の各市町村の幼児教育指導主事等の連絡会議(年3回)を通して、各市町村の取組を共有したり、情報提供を行ったりする機会は、県内の体制作りにおいて必要不可欠であった。

■接続等に向けた中心的な役割を担う者を配置

平成30年度より、保幼小接続の推進をさらに図るため、市町村で中心的な役割を担う「幼児教育アドバイザー」、小学校で中心的な役割を担う「保幼小接続コーディネーター」、さらに、幼児教育施設で中心的な役割を担う「園内リーダー」を担う人材が県内に配置されたことは大きな成果と捉えている。こうした担当者が各箇所にいるということが、市町村内の連携・接続には最も必要であるとともに、こうした人材が、いずれは保育の質の向上及び児童期における教育の質の向上に寄与することになると考えている。

■モデル市町村設置の効果

県内の5地区(各教育事務所管内に1市町村)に、幼児教育の推進体制構築と県の保幼小接続カリキュラムの実践研究を委託したことにより、モデル市町村が各地区の推進体制を牽引する役割を果たした。この取組は、各小学校や幼児教育施設への研究委託ではなく、各市町村教育委員会に委託しており、各市町村がモデル小学校区を設定し、公立小学校と保育所や私立幼稚園等との連携や接続に向けた取組を進めることとなっている。

各市町村内の取組に対して、市町村教育委員会が指導助言をすることになるので、モデル地区内の保育所や私立幼稚園等と連携を図りながら、実践事例を積み上げていった。各モデル市町村における公開授業や公開保育を近隣の市町村担当者に参加を呼び掛けたことにより、接続に向けた実践公開及び公開授業や公開保育のノウハウを学ぶ機会となった。各モデル市町村の取組を真似て、来年度、公開保育や公開授業、市町村内関係者の研修会の開催などを企画している市町村がある。

■各幼児教育関係団体との関係性の構築と連携のとれた事業

幼児教育関係事業に関して、就学前教育推進委員会において関係団体(茨城県保育協議会、茨城県私立幼稚園・認定こども園連合会等)から意見を聴き、事業の進め方等に生かすことができた。また、関係団体の代表者から関係団体の研修会等で、県教育委員会の取組への理解や事業への参加などを呼び掛けてもらうなど、関係団体との良好な関係性を構築し、事業を進めることができた。

5. 事業終了後の展望

■ 市町村による幼児教育の推進体制の構築に向けて

事業終了後の展望については、幼児教育の推進体制作りは、基本的には市町村が主体的に行っていくものであると考えており、そのことについては、各市町村とも共有している。しかしながら、幼児教育への取組状況は、幼児教育施設の設置状況や市町村の規模など、実態が各市町村によって大きく異なるため、市町村はもちろん、県内全域の幼児教育施設等を対象として県が主体的かつ積極的に推進体制作りをする必要があった。その取組については、前述のとおりであるが、こうした取組が少しずつ実を結び、市町村が自立的で、継続的な推進体制を構築できそうな段階にきたと捉えている。今後は、各市町村における幼児教育推進体制作りにおいて、県が主体的、積極的に行う段階から、各市町村が担当者(幼児教育アドバイザー・指導主事等)を中心に主体的、積極的に各地域の実態に応じた取組を進めていく段階へと移っていくべきだと判断した。

なお、幼児教育センターについては、本委託事業を受託した当初は、設置に向けて前向きな検討を進めてきたが、平成31年度には設置しない状況となっている。当面は、幼児教育センターに求められる役割を、県教育委員会が果たしていくことで対応する。今後、幼児教育センターの設置については未定であるが、組織等の設置に拘らず、現場や各市町村等の要望に基づき、学識経験者及び幼児教育関係団体の代表者等との協議を継続しながら、本県に求められる現場や市町村への支援を行っていきたい。

■ 市町村幼児教育アドバイザーの役割

平成30年度に各市町村に「市町村幼児教育アドバイザー」を置くことになり、各市町村が自立的・積極的に幼児教育の質の向上と保幼小の円滑な接続に向けた体制作りを進めていくことが期待される。しかしながら、平成30年度時点で、幼児教育アドバイザーは、6割以上が指導主事等の小・中学校教員である者が担っている状況がある。

県としては、今後、幼児教育アドバイザーの役割として市町村が保幼小の円滑な接続を含め、幼児教育の質の向上に対して民間の幼児教育施設や保育所等を訪問し、必要に応じて指導・助言を行うことも求めている。そのため、各市町村に幼児教育施設の勤務経験者等の幼児教育の専門家を、指導主事等とは別に置くことが望ましいと考えており、指導主事と幼児教育アドバイザーが連携して各市町村における幼児教育の推進体制を構築することを想定している。

市町村における幼児教育の質の向上に向けては、園内研修の充実と公開保育及び協議が必要であると考えている。園内研修の充実に向けては、教育委員会主催の保育者向け研修会において、園内研修の充実を支援する研修を行ったり、園内研修の講師として市町村の幼児教育アドバイザーが指導・助言を行ったりすること対応していき、併せて、保育公開を積極的に市町村内で行い、保育を見合い、子どもの育ちと学び、そして保育者の援助について協議することが必要であり、こうした場に小学校の接続に向けた担当者(保幼小接続コーディネーター)が参加し、幼児教育への更なる理解を深め、保幼小の円滑に向けた取組を進めていく。

■ 県教育委員会の役割について

県の教育委員会としては、主に研修を通した人材育成を行い、市町村及び各幼児教育施設等を支援していく。初任者及び中堅教諭、園長等の保育者に向けた研修を通しての人材育成、併せて、市町村幼児教育アドバイザー(市町村担当者)、保幼小接続コーディネーター(小学校担当者)、園内リーダー(幼児教育施設担当者)といった保幼小の接続等に向けた担当者の人材育成を行っていく

特に、今年度、保幼小接続コーディネーター養成研修と園内リーダー養成研修を行う中で、小学校教員と保育者が互いに協議がしたいといった合同研修を望む声が多く聞かれた。小学校教員同士、保育者同士で協議することも重要である一方、合同研修における協議を通して小学校教員と保育者の相互理解を深めていくことも必要であると認識し、来年度以降、保幼小接続コーディネーターと園内リーダーについては、「保幼小接続担当者研修」と名称を変更して合同研修とする予定である。

また、小学校関係者と幼児教育関係者が協議の場において、特別な配慮を要する子への援助・指導やそうした子の引継ぎなどが話題となることが多く、特別支援教育の視点から見た幼児教育と小学校教育の接続における現場の関心度は非常に高い。こうした特別支援教育を踏まえた研修や家庭教育の視点を踏まえた研修などにも対応していく予定である。